

## 令和3年1月定例教育委員会

日時 令和3年1月20日（水）  
午前10時～午前11時20分

### 1 開会

○山本教育長

感染防止対策の強化の中、ただいまから令和3年1月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いたします。

### 2 日程説明

○山本教育長

それでは、最初に教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○片山教育総務課長

本日は議案はございませんので、報告事項6件であります。ご審議をよろしくお願いたします。

### 3 一般報告

○山本教育長

それでは、私のほうから一般報告をいたします。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。新年最初の教育委員会ということで、任期が更新になりました鱸委員のご出席もいただきまして、開催をしたいと思いますのですが、現在第3波によりまして、急激に感染が拡大しているという状況でございます。年が明けて首都圏を始めとする1都2府8県に緊急事態宣言が出されまして、本県でも年末から、接待を伴う飲食店、あるいは社会福祉施設などでのクラスター、また、家族内での集団感染事例が起こるなど非常に厳しい状況が続いております。保育所や家族間では、これまで感染しにくいと言われていました子どもたちへの感染事例も出てきているといった状況でございます。そのような中、各市町村では成人式を延期あるいは中止とする対応を迫られたところがございます。今、季節柄を含め、非常に感染しやすいそんな状況になってきているのではないかと思います。この度は緊急事態宣言が出されている都道府県におきましても、春先のような一斉休業は行わずに、教育活動をしっかりしているということございまして、本県としても教育活動を止めないということを合言葉に、県民を挙げて感染拡大地域への往来を

極力控えるといった対応を行うとともに、教育現場においても今一度、感染防止対策を再点検しつつ教育活動を継続しているところでございます。今後、大学受験等で感染拡大地域への往来を余儀なくされる受験生なども出てくるわけですが、そうした者については留意点をまとめて、メッセージとして出させていただいたところでございます。また、高校入試につきましても、再度点検を行いまして、たとえば感染者に接触してPCR検査を受けた者、これは濃厚接触者ということではなく接触者として受けた者についても、これまで特段の扱いはするという予定はなかったんですが、最近では一旦陰性であった者が後に陽性となるといった事例も出てきておりますことから、濃厚接触者と同じ扱いをさせていただいて、症状がなければ別室での受験をしていただくこととしたり、あるいは当日発熱等のある者は、これはもう当日は受験を控えていただいて、追試験のほうで対応をしていただく。そんな変更を行って、昨日関係機関に通知を行ったところでございますが、引き続き委員の皆様方ともご協議をしつつ最大限の警戒を行いながら、この難局を乗り切る対応を行って参りたいと考えております。

それから行動日程のほうですが、外部に出るといことが極めて制限される中で、オンラインでの会議に幾つか出席をさせていただいております。会議の中での主な関心事は、GIGAスクール、それからICTの利活用教育といったところが主でございまして、そうしたことについて意見交換を行ったところでございます。私からは以上でございます。

#### 4 議事

##### ○山本教育長

続いて議事に入ります。本日の議事録署名委員は、中島委員と森委員にお願いします。本日は議案がありませんので、報告事項から入ります。本日も一項目ずつ進行させていただきたいと思っております。初めに事務局から説明をし、その後、各委員さんからの質疑をお願いします。まず、報告事項アについてお願いします。

##### (1) 報告事項

【報告事項ア】鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

##### ○横山教育環境課参事

教育環境課横山でございます。報告事項ア、鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）（案）に係るパブリックコメントの実施結果について、報告いたします。

資料の1頁をお開きください。昨年12月21日から1月12日までパブリックコメント、併せて12月22日から1月7日まで県政参画電子アンケートを実施しました。回答者数は、パブリックコメントが16人、電子アンケートが405人でございます。併せて、

先ほど教育長の報告にもありましたけれども、市町村の教育委員会との意見交換とか、それから有識者からの意見聴取といったものを行いまして、意見の状況は、パブリックコメント及び、電子アンケートの自由記載意見を合わせて、総数266件ということでございます。たくさんのご意見をいただいたと思っております。以下、主な意見と対応とを表に整理しております。

まず、たとえば「趣旨、計画期間」では、中長期的な計画を同時に示すべきではないかということがありました。それから「方針1 子どもたちの情報活用能力の向上」では、情報モラルの教育について一層充実していく必要がある。あるいは「方針2 教員の指導力・活用力の向上」では、教員の質やレベルの違いによって子どもたちの習得や興味に差が出ないように研修が必要とか、それから「方針3 教育の情報基盤の構築」では、家庭環境によって教育格差が生じないように配慮してほしい、視力低下や姿勢など健康面への影響を懸念するといったご意見がありました。それから「方針4 教育情報化に向けた体制整備」では、教員の負担が大きくなるように、外部の人材を積極的に活用すべき。「目標・指導」については、指導が若干曖昧なところがあるといったご意見をいただいております。

それから3として、県政参画電子アンケート結果の主なものを抜粋しております。計画の方針については88.9%の方が「良い」または、「どちらかというが良い」というご意見をいただいております。また、SNS等のトラブルに対する不安、ICTに詳しい外部人材のサポートの必要性についても多くの回答をいただいております。詳細は3頁以降にグラフで示させていただいております。

なお、先ほどご紹介しました主な意見のうち、計画に反映しようとしているものについて、本日少しご確認いただきたく、お手元に別添の資料として配布させていただいております。10項目挙げております。1行目です。教育振興基本計画と目標・施策との関連性なども示したほうがいいじゃないかということでした、それは確かにそうだろうと思ひまして、各方針のページに教育振興基本計画のこの部分に該当するという表記をすると、関連性が分かりやすいかなと思って工夫して入れてみました。それから「方針1 子どもたちの情報活用能力の向上」というところで、もう少し広く捉えていったらどうかというご意見をいただいております、学校教育の情報化を進めることによって、情報活用能力の向上はもちろんだけれど、学びが広がるとか、力が高まる、こんな表記を加えたらどうかというような趣旨のご意見について、少し表記を変えてみたいと思っております。

以下については、政策についてご意見に関するようなところが少し不足している部分がございますので、そういったものはなるべく反映させる方向で入れていきたいと思っております、案を書いております。またここには、ご意見266件すべてを載せているわけではありませんが、具体的な事業実施面での要望などもいただいているところであります。たくさんのご意見がございますので、関係課と調整いたしまして、なるべく反映して、来月にはとりまとめて委員の皆様へ冊子をお示ししたいと考えております。説明は以上です。

○山本教育長

それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等あればお願いいたします。

○若原委員

端末は小中高すべての児童生徒に、一人一台ずつ行きわたるようにすると。その場合、保護者の経済的負担というのはどうなりますか？

○横山教育環境課参事

端末は、G I G Aスクール構想では、義務教育段階の子どもたちには国のほうから補助金が出まして、全部無償です。それから高校生につきましては検討しているところですが、保護者負担の方向ではございます。ただ国の補正予算で、すべての子どもたちが買えるわけではないということで、経済的に困窮している家庭への支援は打ち出されているところでございます。

○若原委員

そうすると、低所得世帯への生徒に、端末や周辺機器を貸与するというのは、高校生のことですか。

○横山教育環境課参事

そういうことです。あとは、通信環境が整っていないご家庭というのがありますので、市町村で支援していただいたりとか、県立校でしたら県のほうで施策を検討したりすることは考えているところでございます。

○若原委員

高校の場合、保護者の負担はどれぐらいですか？

○横山教育環境課参事

そうですね。G I G Aスクール用のパソコンは5万円ぐらいで買えるんです。Windowsとかだったら、10数万円要るんですけども、今多く取り入れているChromebookという、OSやソフトをインターネットを通じて使えるような安価なものがございます。これを買くと5、6万円ぐらいになると思います。

○若原委員

高校も含めて今年度内に全部調達するんですか？

○横山教育環境課参事

小中学校など義務教育段階が今年度中でございます。高校は、自分のスマートフォンとか、家から持ってきたものを高校に持ち込んで使うようにしております。来年度以降ぐらいに、たとえば少し大きな画面のタブレットとかを使って出来ればいいなというような計画を考えております。

○佐伯委員

高校1年生から順次というわけではなくて、もう高校生全員に来年度は持たせることになるんですか。

○横山教育環境課参事

国の支援については、低所得者世帯にはそういう補助は出ますけど、一般の生徒さんは新入生から学年進行で入れていくようにしております。

○森委員

今の費用の話なんですけど、費用が逆にかからなくなるものってあるんですか？

○横山教育環境課参事

たとえば、高校では電子辞書とかを買わせる学校がありまして、電子辞書は数万円するんですけど、端末を入れるとそういうものは要らなくなるので、そういったものとの相殺があります。そのほかワークブックとかドリルといった副教材といったものもあるんですけども、オンラインで活用すれば、そんなものも省けますので、差し引きしながらなるべく保護者負担の無いようなことで検討したいと思っております。

○中島委員

これについては、パブコメにも報告事項にも全く異論はございません。これをどうやって現場で生かしていくかに、ひたすらかかっていると思いますが、たとえば高校とかで最終的に授業で使うかどうかの判断というのは、担当の教科の先生の判断になっていくわけですよ。

○横山教育環境課参事

高校の場合は先ほど申しあげましたけど、今自分のスマートフォンを活用して、健康観察とか課題提出というのを指導しておりますので、ほぼ「どんなことをやるんだろうな」という素地は、生徒にも教員にもできています。おっしゃるように、じゃあ使おうかという教員と、ちょっと苦手だなという教員がいるのは、これは正直なところでございますので、学校を挙げて組織で、学年団とか教科でやっていこうかという進め方をしていかないと、なかなか浸透していかないと思います。

○中島委員

モデルケースというか、この学年のこの教科ではこう使うといいみたいな、そういうような情報の共有というようなことはされるんですかね。

○横山教育環境課参事

今義務教育段階では、そういう授業で使うハンドブックというのを作って、現場に持ち込んでいるところです。これは実地で研修したりして、高校についても授業で活用できるような方法を取り入れたいと思いますし、情報共有サイトというようなもので、教材を共有したりとか、こんなふうに使ったらいけるよみたいな情報交換ができればと考えています。たとえば先生方が数学のグループで「こんなやり方をしようと思っているんだけど、意見交換したい」とか、そんな仕掛けを意図的にやっていけたらなというふうに思っております。

○中島委員

このあいだ映像を見せていただいた、つくば市の例とかあったじゃないですか、すごく先進的だという。ああいうのとかで明らかに「この辺の教科では、こう使うといい」みたいな事例があるんだったら、そこもどんどん積極的に共有していただければいいんじゃないかと思えますけど、どうですかね。

○横山教育環境課参事

そこは文部科学省も、授業での活用例というのは、テキストであったり動画であったりとかかなりの材料をホームページにアップしたり、提供したりしているところです。それを取捨選択して教育活動に取り入れるというときに、「じゃあこうしていこうか」ということを打ち出してというのは、学校マターとなるという部分もあろうかとは思います。

○足羽教育次長

その意味では、管理職・学校が、どういうふうに活用していこうかという姿勢が問われていく部分だろうと思っています。もちろん100%使えとは言わない。おっしゃるように使える授業の使える部分をどう切り取って、そこはじゃあ学校としてやろうという体制を作れるかどうか、ポイントだなと。個人任せにしたら、「わしはせんわ」というようなことになるので、そうはならないような体制づくりというのが本当に大事ななと思っておりますので、そこに力点を入れて、フルにやらなくていいから、使えるときの教科の使える時間を切り取りながら、「じゃあそこをやってみよう」というそんな仕掛けを標準にしたいと思っています。県内では高校のうち3校をモデル校的にして、しっかりと展開を広げたいなと今考えております。

○中島委員

推進計画的には、毎年確認しながら、振り返りをしながらということですね。

○横山教育環境課参事

はい、そうです。

○中島委員

毎年の成果をうまく共有して、ぐいぐい進めていく必要があるでしょうね。

○横山教育環境課参事

一番下に書いてありますけど、縦長の表の「目標・支援」のところで、子どもたちがどれぐらい伸びたかという、どれぐらい習得したかという部分はなかなか見えにくいという部分です。今現在そういう調査があるわけではないので、そこをどうやって見取っていくかなと。アンケートみたいなのをやりながら、進めていく仕掛けもいるかもしれません。

○森委員

今後水平展開していくにあたり重要になるのが見極めの部分だと思います。この見極めの部分が、どう見極めるということじゃなくて、どこを見極めたほうがいいのかということ、今の段階で、どこかの成功しているところなりを参考にして、なにか見極めのポイントとなる事例を持って向かったほうが、たぶん水平展開するときのスピード感として必要になるのではないかと。

○横山教育環境課参事

おっしゃるのは、たとえば令和4年度からにあたっては、令和3年度のうちに、いつまでにはどんなステップでやっていくみたいなのを示したほうがいいと。

○森委員

あと、そこにリーダー的な人が何人いるのかとか。水平展開するとき、そこには軸になる方を育てておかないと、おそらくスピードは上がらないかなあと思うので。

○横山教育環境課参事

なるほど、分かりました。

○足羽教育次長

内容だったり、進捗状況だったり、リーダーの関わり方。そうした指標というか評価の観点を幾つか持っておいて、それを参考にモデル的にやってもらいながら、だからこういうふ

うにしていくのがいいというのが、次になされるようにということです。

#### ○森委員

そうです。やらなくてもいいこと、精査すべきことを含めて、次の2年度目、3年度目で、どうやるかということを設定しておいて今動かないと、ロスとか無駄が出るのかなと。

#### ○鱸委員

今回の大学入学共通テスト、生徒のでき具合というのはどういうふうに変ったのかなと。実際にどういうふうな問題が出たのかなという感じですね。思考力・判断力・表現力というそういうものが、今回非常にきつかった、時間がなかったとかいう状況の中で、そういう中では情報なり資料なんかが早く読めるというのが、いわゆるICT教育の特長ですよ。その中で自分で考えて判断していくというようなところを、やっぱりこれはアクティブなワーキングスタディーと一緒にような、小学校から言われている目標と連続したものが、高校の共通テストに反映されていくというような発想の中で、ICTをしっかりと利用することは非常に大きな武器になると思うので、大学の試験というものを見据えた展開をしていってほしいなというように思います。今回の共通テストを実際に見たわけじゃないんですけど、おそらく予想として申しました。ちょっとお聞きしたいんですけど、少し話題が変わるかもしれませんが、共通テストを実際に見られて、どういうふうな感じで受けとめられていますか？

#### ○足羽教育次長

教科によって多少違いはありますが、関係者からちょっと聞き取ったのでは、まず文量・文字数が増えたと。とくに英語なんかが顕著に増えている。更に記憶からはき出すような問題はすべて消えている。文章をずらっと読んで、比較しながら答えを導いていくというような、本当に思考力を問うことが顕著に現れているのが、一番に英語だったというふう聞いております。ですから時間が足りないということです。だから模試でそれを見越してやってきましたけれども、それよりもはるかにレベルが違って、内容が深かった。だからやっぱりそこには、先ほどおっしゃった速読、更にそれを整理構築して答えを導くというふうな力がやっぱり問われていく。その部分にICTをどう使うかというようなことが必要なのかなということがありました。国語はそう大きな変化がなかったように思います。量的にはちょっと増えていますよ。全体的には時間が不足しがちだったというのがあるように思っております。今年受験生は、英語にしる、数学にしる、記述がどうこうというところに本当に振り回され、更にそこにコロナが重なってきているので、大変だった受験かなと思うんですが、でも3年生たちはしっかり頑張ってくれたなとは思っています。今後につながるような学びを、ICTを使って、その次のステップにつながるようなものにしていかないといけないと思っております。そんなふうな声を聞いております。



#### ○横山教育環境参事

資料の8頁に、いま鱸委員がおっしゃっていただいたような、小学校から高校までの連続性といいますか、情報活用能力を習得して、それを積み上げていくということが書いてあります。たとえば、小学校ではどんなことを身に付けるかというのは中学校の先生が承知した上で、中学校ではどんなことを身に付けるのかというのは高校の先生が承知した上で、といったものを連続して積み上げていって、もっと環境を整えば、学びの成果というか、自分の学びの履歴も蓄積できるような、そんな取組はできないかなということで、これは当初から描いているイメージでございます。

#### ○佐伯委員

私も義務教育の場合、物は揃ったんだけど、じゃあどうやってそれを活用するのかというところに、一番大きな課題があるなと思っています。ここにご意見があるように、教える側の教員が、それをどれぐらい活用しようとするのか、どれだけのスキルを持っているのかというところ、担任のレベルが違っている中で、ある学年はすぐく進んでいく、この学年はなかなか進まない、ということが無いように進めていくために、各教育局とかがそれぞれの地域の学校の進捗状況というのを把握できるのがいいと思いますし、担任の力は限度があるので、外部人材とか、学校図書館司書とか書いてあるんですけども、なかなか外部人材もいい方がすぐにあるかどうか分からないので、そのあたりの情報を共有していく。そして、「こういう方がここにいらっしゃいますよ」とか、学校がそういう方を見つけてきたら他のほうにも行っていただくようにするというようなこともしてほしいと思っています。それと、図書館司書の方は県立学校の司書の方と、小中の学校図書館にいらっしゃる司書の方とは、これまでの子どもへの関わりとか、それぞれ一人一人が持っている力には差があると思います。どんなふうに活用していくのかと考えたら、図書から集めるとか、辞書から集めるとか、そういうことが小学校段階で関わることもあるのかなと思いますが、そういう書籍から今度は、タブレットのようなものを同時使用というか、そういうようないま連携みたいなものを進めてもらいたいと思います。図書館司書の方もそういうスキルは無いといけないと思いますが、そうした研修というものもこれまでもやってこられたんですか。

#### ○横山教育環境課参事

司書は、それはやっております。図書館が学校図書館支援センターというのを持っております。まして、学校司書の支援を行っております。

#### ○佐伯委員

小学校、中学校段階の司書職員さんにもそれがありますか。

○足羽教育次長

小中学校の司書は、悉皆では研修にはなっていません。

○佐伯委員

出張自体がなかなかできる状態にはないと思いますので。

○足羽教育次長

そこは、県立学校の司書主任が、各地区ごとだったら集まりやすいんじゃないかというふうな形で、やっていただいているケースはあります。県立と市町村の司書さん方のレベルと力量とは、やっぱり違いはあると思うので、図書館は大切な学びの場ですから、そういう意味ではご指摘のような司書の力量を上げていくこと、同じように司書教諭は全校にいますので、そこをうまく絡めて、ICTを使った形の学びをより高めることも、やはり一つのポイントかなと思っています。

○佐伯委員

司書教諭のほうが研修には出やすいので、それを学校に持ち帰ったときに、学校司書職員さんのレベルをどう上げるか、そこを系統的に連携してやってほしいなと思います。

○鱸委員

それと、このICT操作というか、使い方というのは、小学校段階で非常にばらつきがあるのかなと思うんですよね。そのばらつきを同じスタートラインに立たせるというか、そういうお考えはありますか。それともこの流れの見通しの中で、子どもに任すことによってついてこられると、標準的にある程度一つの授業として成り立つのか、その辺はどうお考えですか？そこに貧困家庭というのが非常に多くなっているんで、そういうところで格差も生まれますよね。その辺の配慮というのは、なにかお考えですか？

○横山教育環境課参事

まさに一人一台の端末の意味というのは、そういったところではないかと思います。おっしゃるように、スキルというのは持つまでは、小さい頃から自由に与えているご家庭と、与えてないご家庭とで差があると思うんですけれど、小学校に入学すると一人一台端末になりますので、学校のほうで最低レベルのところからいけると思うんです。ここからは個別最適化と国は言いますが、そういう子どもさんの能力だったりとか、活用の意欲だったり、いかようにでも進むことができる。得意な子はぐんといけるし、苦手な子は何回でも学び直したらできるということは、それはいいところかなと思いますし、格差が出ないようにしていくというのは、先生方の指導力になるのかなというふうに思っています。

#### ○鱸委員

だから個別的な配慮も指導力の中に入れるということは大事なことだと思います。

#### ○中島委員

このあいだ、小学校に視察に行ったときに、算数で図形のことをやっていらして、正方形と長方形の違いを考えるというところが、実は授業がうまくいってなかったんですよね。子どもたちが二つの長方形と正方形を見比べたときに、子どもたちには概念のことを考えさせなければいけないのに、具体的な二つの図形の比較というふうに先生のメッセージが伝わっているから、子どもたちのチューニングが合わなかったんですよね。あれはどうしたら良かったのかなと思っていました。たとえばいろんな大きさの違う正方形があって、いろんな大きさとか向きの違う長方形がある中で、正方形と長方形をまずは分けさせた上で、そこで概念化させるみたいなこととかをすれば、もうちょっと授業がうまくいったのかなって、後で考えていました。たとえばそういうときに iPad とかで、いろんな長方形と正方形が10個ぐらい並んでいて、子どもたちに分けてみてごらん、とかいうふうに指で分けさせるんだったら、たぶん大抵の子はできるんじゃないかなと思うんですよね。その上で「みんな何を基準に考えた？」というふうに問うてやれば、概念化ということができたんじゃないかというような気もするんですよ。そうすると、そこでたとえば先生方が、「あれ！これもしかして、iPad とかを使って授業をやれば、もうちょっとこういうふうに子どもたちに触れられたかもしれない」というようなアイデアが現場であったとすると、それをとりあえず投書箱のようなところに入れて、「この課題をちょっと作ってみてくれませんか？」というような、そういうことをやってみてくれる人がいると進みやすくなるのかなという気も、今一瞬したんですけどね。一個一個はたいしたことはないんだけど、現場にいるとなかなかできないということが、現場の先生方にはあるんじゃないかと思っていて、ちょっと考えてみてくれる方を外部の方でもアウトソーシングするのがいいかなと思いました。

#### ○横山教育環境課参事

ありがとうございます。昨日、事務局内の指導主事が、ICT機器を使った授業をどんなふうにするかということで指導案を持ち寄って、発表しあう会を持ったんです。そういう指導案ができたので、教育センターのサイトに載せておくことで、単元のここではこんな指導、みたいなものが蓄積できたり、それからヤフー知恵袋みたいなかたちで質問をすると「それはこうやって俺は教えたよ」という返しをしてくれるような仕組みもできたりすると、ICTの活用がいいかなと思っております。そんなところも話しているところでございます。

#### ○山本教育長

ハードルを低くしていかないと、今のことで県に相談するのは、現場の先生方にとって

は非常にハードルが高いので、そこをいかにするか。あるいは子どもたちにとっても、特別なことをするための特別な道具だと思わせないように、もう自分で自由に使ってもいい物だという感覚にしていかないと、先生によって使わなかったりすることが出てくると思うので、ルールの部分では最低限に抑えて、できるだけ自由に使わせるというようなほうがいいと思います。そういう意味で、逆に委員が言われたような、人によって差が出てくるという可能性も一方であるので、その辺をどうコントロールしていくかということも大事です。まあ我々もスマートフォンを持ったとき一瞬どうしようかと迷いましたけれども、慣れるとそれなりにいろんな使い方をしていけるんだと分かりましたよね。

#### ○鱸委員

おそらく今言われたことで、ICTを利用する中で、そういう学び方の学習障がいというパターンが表面化される可能性はありますよね。ですからそのところも個別に配慮することが必要だと思います。7・8割の人がすごく概念化できても、その像をどう捉えるかは個人差があるので、はじき出される2割の方の対応・個別化について、私にはどういう問題が出てくるか分からないけれど、認知にはばらつきがある中で、そういうものの見え方とか、見え方から判断する能力というのは皆さん少しずつ違っているので、その辺のところも配慮しながら、成績の悪い子どもたちには、それが理解できないLD的な問題があるんじゃないかということも頭に入れておかなければいけないんじゃないかと思います。

#### ○若原委員

雑談に近い話なんですけれども、大学の教員に聞くと、この頃の学生はなんでもスマホで済ませてしまうということで、ゼミの発表でも、卒論を書くのもスマホで調べて書いていると。実際に一次資料とか原本に当たるというようなことをしたがないというふうに言って嘆いておられましたけれど、機器を活用するということは大事だけれど、それに頼りきってしまうようにならないように指導してもらわないといけないのではないかなと思います。

【報告事項イ】令和3年度鳥取県公立学校教員採用候補者特別選考試験（再募集）について

#### ○山本教育長

それでは、報告事項イの説明をお願いします。

#### ○國岡教育人材開発課長

報告事項イ、教育人材開発課でございます。令和3年度鳥取県公立学校教員採用候補者特別選考試験（再募集）について、別紙のとおりご報告いたします。この特別選考は昨年の11月に同じ募集をいたしました。3に書いていますが、高等学校教諭で、工業（機械）、それと水産（海洋）の分野で2名程度で募集していましたが、応募者がありませんでした。無

かった理由としては、県内の企業で人員削減の話もあったんですが、企業内における募集のスケジュールと、うちの募集期間とが合っていなかったといったようなことも理由の一つにはあります。ですので企業の方からも聞き取りをしまして、企業の人員削減に向けたスケジュールと、うちの募集の時期とを合わせるような形で、募集時期を設定いたしました。それが4のスケジュールになりますが、今回の募集については1月12日から2月12日となっております。企業のほうは1月末に企業内において退職者を募集するという話もございましたので、この時期にいたしました。

そのほか2ですが、変更点としては、受験資格について工業（機械）ですけども、これを高専卒業以上から高等学校卒業以上に学歴要件を緩和しました。これは工業系企業における学歴実態を鑑みた判断になります。あと加えて出願前実習制度というのもしつけました。企業で働いている方にとって、学校現場というものがどういうものなのか分からないという意見もございまして、1週間程度実習ができるような制度も今回設けました。というようなことを変更しまして、今募集をしているところです。

試験内容は（3）にあります専門試験、口頭試問、個人面接といったことを予定しております。応募していただけたらいいなと思っております。以上でございます。

○山本教育長

それでは、質問等ございましたらお願いします。

○中島委員

学歴要件の緩和は、今回に限ったことということですか。

○國岡教育人材開発課長

そうですね。ただ来年度以降も、この特別選考を実施する可能性はありますが、現場の実態がそうであれば、同じような要件でいく必要があるのかなとは思いますが。実際に人が得られない以上は。

○中島委員

今までは高専以上としていたところを。

○國岡教育人材開発課長

一般選考でいくと、大卒以上なんですけども、それを大卒資格が必ずしも得られない高専出身の方もおられるので、そこで特別選考ということで若干緩めたんです。更に今回緩めたんですが、教員免許を授与する要件としては、高卒以上あればいいので、その要件は満たしているということです。

○中島委員

法律としては高卒以上でいいけれども、ということですか？

○國岡教育人材開発課長

そうですね。特別免許状というものがありまして、通常大学の教育学部等を卒業して得られる免許状とは、また別の免許状制度がありますので、その制度を使つての話です。

【報告事項ウ】視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

○山本教育長

それでは、報告事項ウに移ります。

○網浜図書館長

失礼します。図書館です。報告事項ウ、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（案）に係るパブリックコメントの実施について、ご報告いたします。資料の1頁をお願いいたします。令和元年6月に、いわゆる読書バリアフリー法が成立しました。昨年7月には国の基本計画が公表されました。地方自治体でもこの読書バリアフリー法に基づく計画の策定が求められており、現在県立図書館と県の障がい福祉課とが共同で計画策定に向かっております。既に昨年の8月と12月の定例教育委員会でも委員協議をお願いいたしました。ありがとうございました。現在の県の計画案の概要は、この1頁と2頁にお示ししているとおりです。基本的な方針としましては、視覚障がい者が利用しやすいという、いわゆるアクセシブルなという表現にしておりますが、そういったアクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供、そしてアクセシブルな書籍・電子書籍等の量的な拡充と質の向上、それに視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮をするということです。施策の方向性としては、視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等と、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化など、主にこの5点を挙げております。

2頁の2に、協議会についても説明をしておりますが、県の計画策定に当たっては、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会というものを開催いたしまして、当事者や関係団体からご意見を伺いながら、作業を進めて参りました。これまでに2回協議会を開催し、そこでいただいたご意見を反映させて、現段階での案をまとめましたので、それを基に今回パブリックコメントを実施したいと考えております。スケジュールについては、2頁の3、今後のスケジュールとありますが、2月中旬までにパブリックコメントを実施し、そのパブリックコメントの結果や協議会からの意見を踏まえ、今年度中に計画策定し、またここの委員会でも報告し、公表したいと考えております。以上です。

○山本教育長

それでは、ご質問等ございましたらお願いします。

○中島委員

量的な拡充ということで、数値目標とかがあってあるんですか？

○網浜図書館長

はい、資料の一番最後の11頁をご覧くださいませでしょうか。この計画自体が5カ年で  
の計画と考えておまして、現状と5年経ったときの目標値ということで、県立図書館だっ  
たり県立学校だったり持っている資料数というものは挙げております。

○中島委員

たとえば、もし私が目が見えなくなったとして、読みたい良い本があって、それが点字化  
されていないときは、どうしたらいいんですか。

○網浜図書館長

そのときは、まずは地元の図書館を使っただいて、そこから全国へインターネットで  
情報が共有できまして、地元にはないけれど、全国のどこか他のところで作られているとい  
うことがあるので、それをネットで取り寄せるということが可能です。それを地元の図書館  
として個人の方に提供できますので、まずはよそで作っているものがないかというのを探  
してそれを提供します。もしそれが無いとなると、視覚障がい者のための書籍というのは、  
著作権者の承諾無しに作れますので、それからちょっと時間はかかりますけれど、そういっ  
た技能を持っている方に作っていただく。点字だったり音声だったり、障がいの程度に合わ  
せて必要な形で提供するようなものを作っていく。それをまた全国にも発信するようにし  
て、ほかでもまた利用したい人に使っていただけるということになります。

○中島委員

どうしてそういうことを聞いたかといいますと、素晴らしい計画で異論はないんですけ  
ど、本の数はとにかく膨大だから、追いつかないだろうと思うんですよね。おっしゃって  
くださったように別に作ることもできるということですね。

○網浜図書館長

そういうふうに使えるというのを、視覚障がい者などの方でご存じない方もあるので、ま  
ずはそういったことを進めていく、広めていくということと、数も増やしていくというこ  
とも必要だと考えています。

○若原委員

障害者差別解消法で、利用者の方が要望を出してこられて、それに対して合理的な配慮をしないといけないということになっているんですが、実際に障がいのある方からいろんな要望というのが出されることはありますか？

○網浜図書館長

現在の図書館でそんなに特に障がい者のために、ということと言われることはないですけど、実際に映画のDVDとか、大活字本ですとか、録音図書とかいうのを必要とされている方がどんどん利用されているということはあるので、県立図書館だったらそういう資料はある程度整備できますけれど、お近くの地元の図書館には、そこまで揃えられないところもあるので、それは県立図書館から資料を送って、地元の身近な図書館で利用していただくということを進めるようにはしています。

○若原委員

たとえば全盲の方で、司法試験を通過して、弁護士になっておられる方がいますけれど、そういう高度な資格を取りたいので、図書館で勉強したいというようなそういう人に対応できるようなことはありますか。

○網浜図書館長

そうですね。鳥取でそういう資料を用意できるかということ、なかなか難しいですけど、対面朗読とか対面音訳とかいいますけれど、音声で聞いていただくのであれば、すぐその場で読むことができます。たとえば今日の新聞でもそうですし、専門書を読むこともできます。ただ自分が自宅で繰り返し聞きたいとかというようなことで、音声化したものとか点字にしたものがほしいとなると、なかなか今の段階では鳥取では難しいので、国立国会図書館という国の一番大きな図書館に依頼すると、そこで専門的な資料については作ってもらえるというシステムがありますので、そういったことも併せて利用していきたいという形です。

○鱸委員

視覚障がい者等とあるんですが、かなり範囲を広げているんですけども、理解とすれば発達障がいであれば読み書き障がいがある子、どこで文章が切れるか分からない子、そういう子も利用できると。

○網浜図書館長

そうですね。



○鱸委員

たとえば肢体不自由児の子どもで手がない子、めくれないというの也被まれる。

○網浜図書館長

そうです。

○鱸委員

そういう広い範囲が視覚障がい者等ということですよ。だから、このところはもっと具体的に説明してあげれば、今後これが使われ出したときに、視覚障がい者等と言ったら普通は、ロービジョンとか、目が見えないとか、目の病気で部分的にすごく明るさが強くて字がぼけるとか、多くの人は初めにそういう印象を持つんです。これを見ると読むということに対して、それができないというお子さんすべてということで、この辺の表現にプラスαの説明がどこかにあったほうがいいのかと私は思いました。

○佐伯委員

パブリックコメントを取られるときに、本当に必要性を感じておられる方に届き、意見がどういうふうに出されるのかというところ。書くのが困難な人もいますし、そういうことのハードルを下げ、関係者につながっていけば、必要な方に届いて必要なことが拾えるかもしれないですが、なかなか届かないかもしれないので、そのところで一工夫が必要と思います。できるだけ必要な方に届くような手立てをしていただきたいなということを思いました。

○網浜図書館長

はい、是非それが必要だと思います。そもそも国の法律ができたり、国の基本計画ができるときも、それが本当に必要としている人には、点字だったり墨字だったりいろいろな形で届けないといけないので、これもパブリックコメントの段階でも計画ができた段階でも、いろいろな形と組み合わせて啓発していかないといけないとは思っております。

○鱸委員

それと、今やられているのは教育委員会の中の図書館と障がい福祉課ということですが、子ども発達支援課とか、子どもの障がいを見ているのはまさにそこで、実際に生活の部分での子どもの育ちというのは非常に大事なので、そうするとやっぱり子ども発達支援課との連携も是非入れておいてほしいなと思います。

○網浜図書館長

案の段階ですけれども、やはり子ども発達支援課のところにも、特別支援教育課のほうに

も、また小中学校課にも他の課の方にもちょっと見ていただいて、ご意見をいただいたりもしておりますが、更に広げるためにも連携を取りたいと思います。

#### ○鱸委員

療育園とかそういうところでも、通園の中で「こんなものがあるんだ」ということで使っていけるので、是非子ども発達支援課についてはオブザーバーでもいいですので、参加させてあげたらいいんじゃないかと思います。

#### 【報告事項エ】 県立美術館の整備運営状況について（基本設計等の概要）

##### ○山本教育長

それでは、報告事項エについてご説明願います。

##### ○加藤美術館整備局長

美術館整備局の加藤でございます。報告事項エということで、県立美術館の整備運営状況について（基本設計等の概要）につきまして、ご報告いたします。鳥取県立美術館パートナーズ株式会社・PFI事業者のほうから、12月に基本設計に係る設計図書の提出がございました。業務要求水準書等に適合するものであることを確認しましたので、その概要及び今後の進め方についてご報告を申し上げます。

設計の概要でございますが、1でございます。別添資料を2枚付けております。それをご覧いただけたらと思います。延床面積：9,973㎡でご提案いただきました。要求水準書のほうでは9,910㎡ということで105%以内ということを申し出ていました。それに沿ったものになっています。透視図を委員の皆さまも一度は見ていただいたことはあると思うんですが、提案書のときの仕様とほぼ同じ形で基本設計ができあがっているということで、ちょっと安堵しているところでございます。構造等階数等も同一で出てきております。

今後実施設計段階で継続検討していく内容でございますが、内装の仕上げでございましてとか、収蔵庫の詳細、外構の計画でございますとか、また併せまして、詳細な設備等の調整、また倉吉市との整備計画の調整、これは建設予定地の南側に史跡の大御堂廃寺跡という、今芝生を張ってある場所がありますが、そこを文化財として、倉吉市が整備計画を策定しつつあります。美術館開館に合わせて整備をしていただけるということで、情報共有をしっかりとしながらやっていきたいと思っております。また集いの広場と書いてありますが、これは倉吉未来中心、また市立図書館に隣接します。そこの接続部分の導線の整備も協調してやっていきたいというふうに調整をしているところでございます。

また福祉団体との意見交換を10月から開始しております。誘導ブロックであったり、音声案内であったり、そういったものをしっかりご意見を賜りながら整備を進めていきたいというふうに考えております。また、(2)④でございますが、国宝だとか重要文化財、こ

ういうものをしっかり展示できるような設備の施設とするために、文化庁との事前協議を重ねているところでございます。これにつきましては新型コロナの影響でなかなか対面での協議が現時点ではできていないんですが、書類を送ったりして、もう少し実施設計の段階等で進めていこうかなと考えているところでございます。

今後の進め方でございますが、現時点では当初の予定どおり進捗しているというところでございます。令和7年春の開館に向けまして、来年の1月には設計が終わりまして、令和4年1月上旬辺りから現場着工し、2年間かけて建物工事をしまして、1年間の開館準備期間を経まして、令和7年春（令和6年度中）には開館をする。そして令和22年3月までの運営をPFI業者をお願いするというような状況でございます。現時点では、このスケジュールも変更なしということでございます。また、県内全域での文化団体等に対しまして、出前説明会などを随時開催していきたいと考えております。また、ボランティアとか友の会、こういう方々の県民参画の仕組みをPFI業者がしっかりと取り組んでいきたいということで、文化団体やボランティア団体との対話会をやっていきたいと言っておられます。そこに対しまして、県と一体となって、しっかりコミュニケーションを取っていきたいと考えております。こういうものを通じまして全県的な機運醸成、これにつなげていきたいということで、丁度開館まで4年とちょっとということになります。開館3年ぐらい前になりますと現場工事に入って、少し機運も変わってくるんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○山本教育長

それでは、ご質問等をお願いします。

○若原委員

それじゃあ、プロポーザルのときから、あんまり変わったところはないと。

○加藤美術館整備局長

はい、昨年1月に公開プレゼンテーションを実施しておりますが、そのときのイメージの建物のレイアウトの基本的な考え方は変更ありません。

○若原委員

基本設計は見せてもらいましたので、もう早速この1月から実施設計ですか。

○加藤美術館整備局長

はい、この1月から実施設計に入っているというところでございます。

○中島委員

あとは、建物は一つの象徴だと思うんですね。今も進めていらっしゃるかと思うんですけど、美術ということと、地域のコミュニティの現状とか未来というところをどのようにつないで、美術館があることが地域の人たちの幸せにどのようにつながっていくんだ、というような目標の元での具体的な運営計画であるとか、あるいはこの美術館の目玉の一つである学びとのリンクというようなことについての、ソフト面での計画の進め方というのは、今はどのような状況なんでしょうか。

#### ○加藤美術館整備局長

はい、最後に少し触れさせていただきましたけれども、やっぱり地域への対話、機運醸成をしっかりとやっていこうと。最初に委員がおっしゃいましたけれども、周辺地域との協調でございますが、これにつきましては倉吉市さんのほうで、中心市街地の活性化計画であったり、また町づくりなんかでも新しい視点で、たとえば最近ですとポップカルチャーについていろいろやっておられます。そういうものを使った町づくりをやっていこうかとも言っておられます。そういうことをしっかりと連携していきたい。それにつきましてはPFI事業者のほうからもポップカルチャー展などの開催ということで、美術の裾野を広げていくようなこともやっていきたいというご提案を受けておりますので、そういう意味でしっかりと地域と連携してやっていこうと考えております。

また、美術ラーニングセンターというご提案も以前にいただいており、基本計画に加えておりますが、そういうものも、鳥取短期大学さんともしっかりとやらせていただきます。それを横展開して他の高等教育機関なんかともやっていけたらというふうに考えております。また、県内の美術方面での文化施設等と連携して、美術館ネットワークのシステムを使いながら、連携して共同企画展をやっていきたい。そういうものを含めまして全県に美術館の効果を広げていきたいなと思っております。

#### ○中島委員

もう一度お願いしたいのは、今ボトムアップ的なアプローチかなと思うんですけども、専門性の高い学芸員の方、美術の専門性が極めて高い方たちを中心にして、開館以降どのような美術展が展開されるのかというようなことですね。それによって全国的な鳥取県立美術館のユニークさのアピールというのも極めて重要なことになってくると思うので、そういう部分での方向性もまた定まってくる中でぜひ教えていただけたらなと思います。

#### ○加藤美術館整備局長

PFI事業者の方も学芸員からの提案を受けていまして、そこと一体となって、従来からやっている学芸員の思想、それから新しい学芸員の思想をうまくコラボレートした形で進めていけたらと。初年度の企画展等につきましては、全国美術館協議会ともご相談を始めさせていただいているという状況で、魅力ある企画展にしたいと思っております。

○中島委員

新しい美術館とかができると、屋外にどういう現代美術品を置くかみたいなこととか、屋外に限らずエントランス辺りに置くかみたいなことも、個性を出す意味で重要なポイントになってくると思うので、そうしたこともきっとご判断されていくと思うので、是非また教えてください。

○若原委員

細かなことですが、地鎮祭ってやられますけど、県立の建物でも地鎮祭というのはあるんですか？

○加藤美術館整備局長

はい、これは実は設計から建設管理運営までをPFI事業者に出しているということで、事業者のほうで是非こういうのをやりたいということでお話を受けております。やるからには機運醸成の大きなターニングポイントになるので、しっかりやっていただきたいうちのほうからもお願いしています。

○若原委員

起工式とか、着工式とか、そういう名前ではなく。

○加藤美術館整備局長

今のところは地鎮祭的なのということで、詳細はまだこれから。

○中島委員

今おっしゃっているのは憲法的な問題ですよ。地鎮祭が公的な事業でできるのか。

○加藤美術館整備局長

それはあくまで主体は事業者で。

○若原委員

それはよく分かりますけどね。直接工事を担当される方は、無事に工事を終えたいという気持ちは当然ありますからね。なにかやりたいのは分かるんですけど、ただ名前の問題。ちょっと気になったもので。

○中島委員

私もちょっと気になりました。

○鱸委員

今一番問題になっているのは、焼き物でも餅でも後継者の問題です。それで高校生の美術部とか社会に出る前に、非常に興味のあるお子さんなんかとタイアップとして、鳥取にも本当にいい焼き物がたくさんあると思うので、その後継者として自分がやっていきたいということが、そういう展示会の中でつながっていけば非常に大きな力になっていくのではないかと思います。それを指導的にやっていただくということで、美術ラーニングセンターとかにそういう方向性があってもいいんじゃないかと思うところですが、いかがでしょうか。

○加藤美術館整備局長

ありがとうございます。後継者の育成というような話、県内の伝統工芸につきましては、知事部局のほうで文化政策課等でも、いろんな各分野で取組んでおられると思っております。そここのところは県立美術館もしっかりと連携して、一緒になって出来ることはやっていきたいと。また今の美術館では、千のプログラム、毎日何かできるような、美術の絵画なんかの展示だけでなく、オープンスペースなどでいろんな使い方がしていただけるような提案も受けています。そこは美術館にとってもプラスになると思いますので協調してやっていきたいと思います。

○鱸委員

倉吉にいるときに、長谷川さんの版画を頂いたんですが、年々いいなあと思うんですね。倉吉にああいう立派な人が出ているので、そういうところの強みについて継続していければ、何かつながりができるのではないかなと思ったりもします。

○加藤美術館整備局長

ありがとうございます。そういうつながりを大切にしていこうと思います。長谷川さんの作品を展示している民間の施設とも連携をしていきたいと思います。

【報告事項カ】 県立学校における令和2年度使用教科用図書の採択変更について

○山本教育長

では、報告事項エは終了しまして、報告事項カを説明してください。

○山本特別支援教育課長

特別支援教育課です。報告事項カ、県立学校における令和2年度使用教科用図書の採択変更について、報告をいたします。1枚めくってください。対象といたしましては、倉吉養護学校になります。追加する教科用図書は下の3点となります。対象となります生徒は1名、

高等部3年生で重度知的障がいと肢体不自由のある重複障がいのある子です。重複障がいのある子どもの場合、その生徒の病状や状況に応じて、教科書採択をすることになっております。一人ひとり教科書が違うということになっております。今回この3冊につきましては、これは絵本ということになっております。国語・音楽・保健体育の教科書ということになっております。高3ですので、これまでの教育の課程とか流れとかに応じまして、倉吉養護学校のほうでは、こういう教科書がいいのではないかとということで、別の教科書につきまして、保護者のほうとこれまでずっと話合いをして参りましたが、どうしても共通の教科書にしてほしいということがありました。この3冊につきましては、教科書ではなくて教材として扱うほうがいいのではないかとということで、この何ヶ月間か話合いをして参りましたけれども、最終的に保護者のご意見を踏まえまして、学校のほうで再度検討した結果、教科書としてこの3冊を活用したいということで採択をすることにしました。説明は以上です。

○山本教育長

なにか、ご意見ご質問がございましたら。

○中島委員

このケースは全く初めてだなと思っていて。教材として使うということで私もいいと思ったんですけど、教材じゃなくて教科書にしたということは、理由はなんなんですか？

○山本特別支援教育課長

保護者としては、これは教科書が望ましいということで、強く要望されたというのが1点と、もう一つはちょっと経済的な関係がありまして、教材の費用と教科書の費用は就学奨励費で出るんですけども、教材費のほうは実は別のものを考えておられまして、それで買えないということで、個人負担になるということで、出来たら教科書でということもあって、そうは言ってもということでやっていたんですけども、どうしても話がつかなくて、あともう3ヶ月しかありませんので、学校のほうが再度検討して、教科書になったということです。

○中島委員

言い方が難しいんですけど、今後の同様の事例において、不都合が想定されるようなことはないんですか。

○山本特別支援教育課長

たしかにあるとは思いますが。話し合いがここまでつかないのはちょっと珍しいかなと。

○中島委員

よくない前例になってしまうと、どうなのかなとちょっと危惧したものですから。

○山本特別支援教育課長

ですので、倉吉養護学校も、実はここまで遅くなったのは、こういう前例を作りたくないということで、ずっと保護者と何回も話をしていたんですけども、高3ですのであと2ヶ月もありませんので、是非今回はということで、採択してほしいということで上がってきたものです。

○若原委員

この生徒さんのためだけにですか。

○山本特別支援教育課長

そうです。一人ひとり教科書が違ってまいりますので。

○足羽教育次長

本来ならば通常の7月下旬の通常ルートの中までに、しっかり話合って了解を得ておかなければならなかった事例です。それがなかなか説得しても説得してもという繰り返しの中で、こうなってしまったという状況なんです。本来は要望があるから教科書を後追いで出しますというようなことはない。これを前例にせず、これはいわば例外的な扱いにおさめておくのが必要かなとは思っておりますが。

○鱸委員

これはこの子の授業で使うので、将来この子が卒業した後は、これ使うんですか。

○山本特別支援教育課長

卒業した後も保護者としては、この教科書は大事に使いたいということで言われております。教科書ですから自分のものになりますので。

○鱸委員

流れとして、どうもあんまり良くないなという感じはしますね。保護者の方が非常に強い思いをお持ちの方の場合に、配慮できる範囲と配慮できない範囲との区別がつかないときには、現場がかなり混乱する可能性もあるので。これはやっぱり形からすると図書館で、こういう配慮が必要な教科書の場合、図書館にこういうレベルの教科書があるねということで、皆で使うという形に落とし込めたら、そのほうが説明にはなるんじゃないかな。後は定期的に貸し出しして、誰も借りなかったらそれを繰り返していただくということで、そういう使い方がもし納得していただいたらと思うんですが、どうでしょう。



○山本特別支援教育課長

これまで実は、図書館のほうでこの本を購入いたしまして、実際に保護者に使っていたと、「本当にこの教科書でいいんでしょうか」ということで、何ヶ月間もやってきて、その上で成果を見ていただいて、保護者もやっぱり教科書だと、教科書がいいということで、学校のほうも非常に苦勞といたしますか、相談を持ちかけられたりしまして、前例になりはしないかということで心配はしていました。

○中島委員

これはまあ報告事項なので、そういうことですね、という以上のことにはならないですね。

○山本教育長

そのほか、いかがでしょうか。他の報告事項につきましては、時間の都合で省略することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは以上で報告事項を終わります。

その他、各委員さんのほうで何かございましたら、お願いします。よろしいですか。

○中島委員

すみません、1件。このあいだ精神科医の斎藤環さんがラジオで話していたんですけども、全国的にコロナの影響でというか、女子中学生とか、女子高校生に自死が増えていると。3倍とか7倍とかいう大きな数字が出ていて、全国的な状況で、もちろん我々は逐一ご報告いただいておりますが、コロナに伴っていろいろな影響が、たとえば不登校の子はどうかとか、全般的な調査がもし出来るようであれば、そういう資料をどこかの回で見せていただけたらありがたいかなと思います。

○足羽教育次長

そうですね、コロナ禍の中で、経済的に追い詰められていらっしゃるご家庭がけっこうあることは聞いておりますが、そのことが子どもたちの学習権を奪ったり、あるいは生活自体が苦しくなったというところまでの情報はなかなか入手できておりませんので、そんな状況があるのか無いのか、あったとすればどんな支援がされているのか、していく必要があるのか、ちょっと状況は確認しながら整理してみたいと思います。

○山本教育長

ほかは、いかがでしょうか。それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会といたします。なお、2月10日（水）午前10時から次回の定例教育委員会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、そのように決定をいたします。以上で、本日の日程を終了いたします。お疲れさまでした。